

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び大和市個人情報保護審査会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、条例の目的条項として、法の施行と審査会の設置に関して、条例において必要な事項を定めることを示すものです。
- 条例で定める事項としては、法による条例への委任事項である開示請求に係る手数料（第89条第2項）、法で地方公共団体の条例で定めることが許容された事項である開示決定期限等の開示手続（第108条）、及び審議会等への諮問に関する事項（第129条）等があります。
- 法と条例の基本的な関係として、法が地方公共団体にも直接適用されることから、法で規律する事項について条例で重複して規定することは許容されないこととなります。

もっとも審査会に関する事項については、審査会が地方公共団体の条例に基づき設置されるものであり、その機能や組織構成等について法に直接の定めがないため、地方公共団体の条例において定める必要があり、条例第6条から第14条において審査会に係る規定を定めています。

【解説：条例の題名について】

条例の題名には、「施行等」のように「等」が入りますが、これは条例が単に法を施行するのみならず、法の直接適用に関するものとは別要素である審査会の審議機能に係る規定を含むことを意味します。

すなわち、条例では、審査会は、法の適用除外とされた議会の独自条例に基づく審査請求に係る諮問と、番号法及び個人情報保護委員会規則に基づく特定個人情報保護評価に際する全項目評価書に係る諮問といった法の直接適用とは別要素である調査審議機能を有することになり、これらの審査会の機能を「等」として現したものです。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【趣旨 第1項】

➤ 本条項は、法の規律対象となる「地方公共団体の機関」（議会を除く。第2条第11項第2号）の本市における分類を定めたものです。

行政委員会である教育委員会等の実施機関は、地方自治法により地方公共団体に設置が義務付けられている執行機関（地方自治法第180条の5）となります。

消防長に関して、個人情報保護委員会（以下「国委員会」という。）が示す法の解釈指針である「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」（以下「事務対応ガイド」という。）において、消防庁は、「地方公共団体の機関」（第2条第11項第2号）の解釈として市長とは別建ての機関として位置づけられているため、本条項における実施機関としても市長とは別建てにしています。

【趣旨 第2項】

➤ 法の規律対象を定める第2条第11項の「行政機関等」に「地方公共団体の機関」（第2条第11項第2号）が含まれていることから、法は地方公共団体に直接適用されることとなりました。

そこで、本条項は、法で定める「個人情報」等の用語の定義について、この条例においてもそのまま当てはまるとしています。

➤ なお、法改正前の個人情報保護法制では、地方公共団体における個人情報の取扱いは条例により規律されていましたが、原則的に民間部門における個人情報の取扱いを規律する旧個人情報保護法においても、基本理念などを定めた総則部分である第1章、公的部門の基本的な責務として個人情報の適正な取扱いに必要な施策を実施するよう定めた第2章、公的部門に対し、保有個人情報の性質等を勘案し必要な措置を講じる努力義務を課した第3章といった基本法の部分については、地方公共団体含む公的部門にも適用されていました。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

【趣旨】

- 本条は、法により条例に委任された開示請求に係る手数料（第89条第2項）について、開示請求権の尊重の観点から、旧個人情報保護条例と同様に開示請求に係る手数料を無料としたうえで、別途、写しの費用（諸収入一雑入）を徴収することを定めています。

なお、写しの費用の具体的な額については、旧個人情報保護条例下での運用と同様の実費を勘案した従量制による算定方法^{*}としています。

※1 単色刷り：10円/1面、多色刷り：20円/1面、CD-R：60円/1枚

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨 第1項】

➤ 本条項は、法第83条第1項で定められている開示決定等の期限（30日以内）を14日以内に短縮することを定めるものです。

法は、保有個人情報の開示手続につき、地方公共団体の条例で定めることを許容しています（第108条）。

そこで、本市では、旧個人情報保護条例において開示決定等の期限を14日以内と定めており、旧個人情報保護条例が法より開示決定期間が短く請求者に手続上有利であるため、法施行後も引き続き開示決定等の期限を14日以内とすべく条例で定めるものです。

➤ 本条項では、補正に要した期間は開示決定等までの期間の算入から除くとしています。

補正とは、開示請求書の記載事項である請求内容の個人情報の範囲や種類などが不明確であり、開示請求の適法要件である対象の「特定」（法第77条1項2号）が困難であるといった形式的不備がある場合に、実施機関が開示請求者に対して、請求内容を明確に記載して対象を特定するなど形式的不備を是正するよう求めることをいいます（法第77条3項）。

なお、法は、実施機関が開示請求者に補正を求めるに際しては、補正の参考となる情報を提供する努力義務を実施機関に課しています（法第77条3項）。

【趣旨 第2項】

➤ 本条項は、開示決定等の延長期間（30日以内）を定めるものであり、第1項の開示決定等の期限（14日以内）と合わせると最長44日以内の期間となります。

なお、法でも延長期間を30日以内とする同様の規定があり（法第83条第2項）、法と重複しますが、立法技術上、延長期間の規定は当初の開示決定等の期限と連動しており、本市では、第1項において法の開示決定等の期限（30日以内）を14日以内に短縮したため、これに連動し、延長期間の規定を置くものです。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、条例第4条第2項の規定による延長期間を含めて最長44日間以内に保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合に、更なる延長の特例を定めるものです。

具体的内容は、開示請求に係る保有個人情報の相当部分についてだけ開示決定等を行うことにより、残りの部分については最長44日間以後であっても開示決定等を行うことができるものです。

本条はあくまでも開示決定等の期限の特例となるものであり、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であること、最長44日間以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることといった厳格な要件が要求されています。

- 本条にいう「相当の期間内」とは、開示請求の対象となった文書の量、種類、内容、開示請求に係る所管部署の人員体制、業務繁忙状況等諸般の事情に鑑みて個別の請求ごとに依りて判断されますが、いずれにせよ、適切な期間内に開示決定等を受けるという開示請求者の手続保障を図るべく、残りの部分について可及的速やかに対象文書を特定し開示決定等をしていきます。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する大和市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【趣旨】

➤ 本条は、審査請求以外の事項であって、個人情報の取扱いに関する運用上の細則などに関し、実施機関からの諮問に応じて調査審議する機能を審査会に付与することを定めています。

本条により調査審議の対象となるのは、①この条例を改正する場合の改正内容、②安全管理措置（個人情報の漏えい等防止のために必要かつ適切な措置をいう。組織的、人的、物理的、技術的の4分類）の基準、③その他、個人情報の利用目的の明示方法などの運用上の細則の3種類となります。

審査会に審査請求以外の事項に関する調査審議機能を付与するかについて、法では、地方公共団体の任意とされています（法第129条）。

本市では、より慎重に個人情報の取扱いを図り、日進月歩で発展する情報技術に安全管理措置の基準などを適合させるべく、有識者で構成されている中立公正な第三者機関である審査会に本条の調査審議機能を付与することとしました。

【解説：安全管理措置について】

■**組織的安全管理措置**とは、総括責任者の設置などの責任の明確化や、事務取扱担当者の特定や役割の明確化や、漏えい等事案の発生や兆候を把握した場合の報告連絡体制を定めるという組織体制の整備をいう。

■**人的安全管理措置**とは、事務取扱担当者に特定個人情報等の適正な取扱いについての理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための事務取扱担当者等の教育・研修などの措置をいう。

■**物理的安全管理措置**とは、施錠保管や許可された電子媒体等以外のものについて使用を制限することで書類及び電子媒体等の取扱における漏えい等の防止など物理的手段による措置をいう。

■**技術的安全管理措置**とは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを認証するアクセス者の識別と認証などの情報漏えい等を防ぐための情報システム上の措置をいう。

個人情報の保護に関する法律(令和3年5月19日公布)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。〈後略〉

(審査会の設置)

第7条 次に掲げる事務を行うため、本市に、大和市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 大和市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大和市条例第16号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに係る事項の諮問に応じ、調査審議すること。

【趣旨】

- 法においては、審査会の設置根拠や機能、組織構成等について直接の定めがないため、地方公共団体の条例において定める必要があります。

そこで、本条において審査会の設置根拠と機能を定めました。審査会の組織構成等については、条例第8条以下に定めています。

なお、審査会の設置根拠や機能等について法施行条例とは別途、審査会設置条例を制定する地方公共団体もありますが、本市では、旧個人情報保護条例の建付けを引き継ぎ、施行条例にて定めるものです。

- 本条1号は、審査請求に係る実施機関からの諮問に対する調査審議機能を審査会に付与することとしたものです。

法は、審査請求に係る諮問は審査会にすることとされていることから（第105条第1項、同条3項）、審査請求に係る諮問に対する審査会の調査審議機能について、地方公共団体は条例で定めることが必須とされています。

- 本条2号は、条例第6条に基づく、審査請求以外の事項に係る実施機関からの諮問に対する調査審議機能を審査会に付与することとしたものです。

なお、法は、審査会に審査請求以外の事項に関する調査審議機能を付与するかについて、地方公共団体の任意とされています（法第129条）。

- 本条3号は、法の適用対象外とされた議会に関するものであり、議会においては独自に個人情報保護条例を制定しますが、地方自治法上、議会は附属機関である審査会を設置できないため（地方自治法第138条の4第3項の解釈上）、議会条例に基づく審査請求に係る諮問先を執行機関側の審査会とすることになります。

そこで、本条3号において、議会条例に基づく議長からの審査請求に係る諮問に対する調査審議機能を審査会に付与することとしたものです。

- 本条4号は、3号と同じく議会に関するものであり、議会条例に基づき、審査請求以外の事項に係る議長からの諮問に対する調査審議機能を審査会に付与することとしたものです。
- 地方公共団体は、対象人数が1000人以上となる特定個人情報ファイルを保有するときには、「特定個人情報保護評価」の実施（評価の結果を記載した評価書の作成と公表を含む。）が番号法第27条に基づき義務付けられていますが、この評価が評価種別のうち、最も厳格な評価手法である「全項目評価」にあたる場合には、地方公共団体は、番号法第28条1項が規定する事項全て（7事項）を評価した全項目評価書を作成し、個人情報保護委員会規則第7条4項に基づき、学識経験者等による合議制機関に全項目評価書についての意見を聴くこととされています。

そこで、本条5号は、この全項目評価書に係る実施機関からの諮問に応じる調査審議機能を審査会に付与することを定めたものです。

【解説：特定個人情報保護評価について】

- **特定個人情報保護評価の趣旨は、**地方公共団体は、個人情報保護対策に関する説明責任を果たし、市民の信頼を確保すべき行政主体であるので、特定個人情報の取扱いが適切に実施されているかについて、事務の概要や保護措置などを自己評価のうえ、それを公表^{※1}することで説明責任を果たし市民の信頼を確保し、行政主体としての務めを果たすことにあるとされています。

※1 本市公表方法：①情報公開コーナーでの配架、②市HPでの公表、③国委員会HPでの公表

- **全項目評価とは、**対象人数などの基準によって分類される、簡単な評価手法から厳格な評価手法までの3種類の評価種別（基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価）のうち、最も厳格な評価をいいます。

なお、全項目評価につき、対象人数が30万人以上であるため、本市では現時点では実施していません。

- 3種類の評価種別の基準と評価書への記載事項は、次のとおりです。

<評価種別整理表>

評価種別	評価手法の程度	基準（対象人数） ^{※2}	評価書記載事項
基礎項目評価	簡単	1000人以上 ^{※3} 10万人未満	1号から4号
重点項目評価	中程度	10万人以上30万人未満	1号から6号
全項目評価	厳格	30万人以上	1号から7号（全号）

※2 厳密には、対象人数だけでなく、取扱者数や重大事故の有無も考慮事由となる。

※3 対象人数が1000人未満はそもそも特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

<評価書への記載事項（番号法28条1項各号）>

- ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- ② 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- ③ 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- ④ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- ⑤ 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
- ⑥ 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

(組織)

第8条 審査会は、委員5人をもって組織する。

【趣旨】

- 本条は、審査会の員数を定めるものであり、旧個人情報保護条例における旧審査会の員数と同数の5人としています。

(委員)

第9条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた**秘密**を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨 第1項から第4項まで】

- 本条項は、審査会の委員の任免について定めるものであり、任期については旧個人情報保護条例第49条第1項における旧審査会の委員の任期と同じく2年としています。

【趣旨 第5項】

- 本条項は、審査会の委員を対象とした、秘密を内容とする守秘義務を定めるものであり、この守秘義務違反については条例第16条に罰則が定められています（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

(審査請求に係る調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会条例第45条第1項の規定により諮問をした議長（以下「諮問庁等」という。）に対し、保有個人情報（諮問庁等が議長である場合にあっては、議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

【趣旨 第1項】

➤ 本条項は、審査請求に係る諮問に関する審査会の調査権限の内容として、諮問庁に原処分のうち不開示部分の開示を要求できる旨を定めています。

本条項は、審査会が原処分（一部開示や不開示決定）の適否を判断するに際しては、不開示部分の内容を直接見分することが必要不可欠であるため定められたものです。

こうした、特定の機関のみが文書等を非公開の審理において直接見分する手続を一般に、インカメラ手続（cameraは裁判官の私室、in cameraは非公開の意）といいます。

本条項は、あくまでも審査会のみが不開示部分の内容を直接見分することができることを定めたものですので、審査会以外の者が当該不開示部分の開示を求めることができないことも併せて定めています。

【趣旨 第2項】

➤ 本条項は、第1項に基づき、審査会が諮問庁に対して原処分に係る不開示部分の開示を要求した場合は、諮問庁はこの要求を拒めむことができないことを定めたものであり、第1項による審査会の調査権限の実効性を担保することに意義があります。

【趣旨 第3項】

➤ 本条項は、審査請求に係る諮問に関する審査会の調査権限の内容として、諮問庁に原処分に係る文書を分類・整理したうえで提出することを要求できる旨を定めています。

本条項が想定する場面としては、原処分に係る文書が大量で不開示部分について個人情報保護法上の不開示理由が多岐にわたる場合（第三者の個人情報や法人の財産権侵害等、事務事業など）に、効率的に不開示理由該当性を判断できるよう、不開示理由ごとに不開示部分を分類

整理した資料を作成するよう審査会が諮問庁に要求することが考えられます。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

【趣旨】

- 審査会は慎重な審議のため外部有識者である委員から構成される会議体の形をとりますが、すべての調査を会議体により行うのは非効率であり、調査審議の迅速性確保のためには、委員単体に調査を行わせたいと、その結果を基にして審査会で審議を行うことが適切な場合があります。

そのため、本条において、審査請求に係る諮問に関する審査会の調査手続として、審査会が指名した委員が、原処分に係る不開示部分を閲覧できることとしました。

本条でいう委員による調査手続として、原処分に係る文書が大量でありその全てを審議対象とすることが困難な場合に、審議対象を絞るべく事前準備として指名委員が文書保管場所に赴き審議対象文書を選別・抽出することや、遠隔地に存する文書について指名委員に当該文書の不開示部分などの内容を調査させ、その結果を審査会に報告させることが想定できます。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第10条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条若しくは議会条例第45条第1項に規定する審査請求に係る同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁等をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨 第1項】

➤ 本条項は、当事者(審査請求人、諮問庁又は参加人)の一方が審査会に対して主張書面などを提出した場合に、審査会が他方当事者に対して当該書面を送付することを定めたものです。

本条項により、審査会に提出された書面内容に対して、弁明・反論の機会を当事者に与えるという手続保障を図ることとしました。

なお、当事者以外の第三者の利益を害するなどの場合には、審査会は書面を送付する必要はありません。

➤ 本条項は、旧条例にも同様の規定があり(旧条例第53条)、旧条例下での手続保障を法施行後においても継続することで、施行前後で当事者の手続保障に差異が生じないようにしたものです。

【趣旨 第2項】

➤ 本条項は、第1項に基づき、審査会が当事者(審査請求人、諮問庁又は参加人)の一方に書面を送付するに際し、当該書面を審査会に提出した当事者の意見を聴くべきことを定めたものです(ただし、審査会が必要が意見を聴く必要がないと判断した場合は除く。)

➤ 書面を提出した当事者に意見を聴く趣旨は、審査会に提出した書面が当事者の一方に送付されることで他方当事者に不利益が生じる場合も考えられ、こうした場合に他方当事者に意見主張の機会を与えるという手続保障を図ることにあります。

(その他の諮問に係る調査審議の手続)

第13条 実施機関は、第6条の規定により審査会に諮問しようとするときは、当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項の調査審議に必要な資料を提出しなければならない。

2 審査会は、調査審議をするにあたり必要であると認める場合には、当該諮問をした実施機関に資料の提出を求めること、適当と認める者に審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

3 前2項の規定は、議長による諮問について準用する。この場合において、第1項中「第6条」とあるのは「議会条例第50条」と、「当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項」とあるのは「当該諮問事項」と読み替えるものとする。

【趣旨 第1項】

➤ 本条項は、審査請求以外の事項であって、個人情報取扱いに関する運用上の細則などに関する実施機関による諮問手続を定めたもので、第6条が列挙する諮問事由に当該諮問が該当することを記載した資料を含め、必要な資料を審査会に提出することを定めたものです。

【趣旨 第2項】

➤ 本条項は、審査会における調査審議手続として、実施機関が諮問の際に審査会に提出した資料に追加して、更に調査審議に必要な資料の提出を実施機関に求めること、実施機関の職員等に陳述を求めることなど必要な調査ができることを定めています。

【趣旨 第3項】

➤ 本条項は、議会条例に基づく議長からの諮問（審査請求以外の事項）に応じて審査会が調査審議するにあたっての手続を規定するべく、第1項及び第2項を準用することを定めるものです。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- 本条は、審査会への諮問手続や審議手続について審査会規則で定めることとした委任規定です。

なお、本条と条例第6条（審査会への諮問）、第7条（審査会の設置）の関係ですが、いずれも審査会に関する規定ですが、本条が審査会に係る事項（設置根拠や審査会の機能）以外の会長の選出方法や会議の定足数といった細則事項について審査会規則で定めることとした委任規定であるのに対し、条例第6条、第7条は審査請求に係る実施機関や議長からの諮問等に応じる調査審議機能の内容を直接に定める規定という違いがあります。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- 本条は、地方自治法上、条例で制定すべき「直接に個人に義務を課し又は権利を制限する事項」（地方自治法第14条第2項）以外の事項である、開示請求等に際する本人確認書類の種類などを、個人情報保護法施行細則に定めるとする委任規定です。

(罰則)

第16条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

- 本条は、条例第8条第5項に規定する審査会の委員を対象とする秘密を内容とする守秘義務違反の罰則を定めるものであり、旧条例と同水準の罰則としています。

なお、条例における罰則は地方自治法により上限が定められており（第14条3項：2年以下の懲役、100万円以下の罰金など）、本条の罰則は当然にその範囲で定めていますが、県内の多数の自治体の旧条例における審査会委員の守秘義務違反の罰則や、地方公務員法における職員の守秘義務違反の罰則（同法第60条2号）も同様となっています。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

【趣旨】

- 本項は、個人情報保護法が地方公共団体に直接適用される関係で、個人情報保護法の地方公共団体に係る施行日と施行条例の施行日を合わせる必要があるという前提の下、政令が個人情報保護法の地方公共団体に係る施行日を令和5年4月1日と定めたため、同日をもって施行条例の施行日とするものです。

(大和市個人情報保護条例の廃止)

- 2 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

【趣旨】

- 本項は、個人情報保護法が地方公共団体に直接適用される関係で、個人情報の取扱いに係る規律として重複する旧個人情報保護条例を廃止することを定めています。

(大和市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第10条、第12条第2項又は第56条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に掲げる個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に掲げる実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託業務従事者（以下この号において「旧受託業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧受託業務従事者であった者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第56条第2項に規定する指定管理業務従事者（以下この号において「旧指定管理業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務従事者であった者

【趣旨】

- 本項は、条例施行日（令和5年4月1日）時点や施行日より前の旧実施機関の職員、受託業務従事者、指定管理業務従事者を対象とした規定であり、これらの職員等は、職務上などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないとする義務を施行日以後も継続して負うことを定めています。

4 施行日前に旧条例第17条、第31条第1項若しくは第2項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、これらの決定についての審査請求（この条例の施行の際現にされているものを含む。）に係る旧条例第46条の規定の適用については、同条中「審査会」とあるのは、「大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号）第7条に規定する大和市個人情報保護審査会」とする。

【趣旨】

- 本項は、開示請求手続の経過措置を定めるのであり、具体的な想定例として、条例施行日（令和5年4月1日）より前に開示請求を受けた場合には、開示等手続においては旧条例による決定通知書によることや、施行日を挟んで開示決定する場合は延長期間については旧条例運用上の最長60日間の延長期間が適用されること（条例第4条では最長44日間となる。）などが挙げられます。
- また、開示請求が条例施行日（令和5年4月1日）より前になされた場合の開示決定に係る審査請求手続についても、旧条例における審査請求の諮問先である旧審査会は条例施行日（令和5年4月1日）をもって廃止されているため、旧条例上の「審査会」の規定を新審査会に読み替える旨定めています。

5 前項後段の場合においては、第7条第1号中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項又は附則第4項の規定により適用する旧条例第46条第1項」とする。

【趣旨】

- 本項は、施行日前になされた審査請求に関する手続については旧条例が適用され、旧条例第46条1項に基づき諮問されることとなりますが、諮問先は新審査会となるため（附則4項後段により）、旧条例に基づく審査請求に係る諮問を受ける権限を新審査会に付与するための規定です。

すなわち、新審査会設置根拠規定である条例第7条において、新審査会に付与する権限の内容として、法に基づく審査請求に係る諮問（法第105条1項）に対して調査審議することに加えて、旧条例に基づく審査請求に係る諮問（旧条例第46条1項）に対して調査審議することを定めたものです。

- 本項でいう「同条第1項」とは、個人情報保護法第105条1項のことであり、これは審査請求がなされた場合は地方公共団体が設置する審査会に諮問しなければならない旨定めたものです（厳密には法105条1項は国の審査会への諮問の規定であり、地方公共団体の審査会については同条3項で読み替えられている）。

6 施行日の前日に旧条例第47条に規定する大和市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員であった者は、施行日に、第9条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、当該任命を受けたものとみなされた委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

【趣旨】

➤ 本項の考え方は次のとおりです。

条例施行日（令和5年4月1日）時点での委員の当初の任期は、令和5年1月1日から令和6年12月31日の2年間ですが、旧条例の廃止に伴い旧審査会は廃止されることとなり、改正法施行日以後、改めて新審査会の委員の任命が必要となります。

しかし、条例施行日から僅か3カ月前の令和5年1月1日に既に任命を受けている委員に引き続き新審査会での委員に就任していただくことの方が手続上効率的です。

そこで、経過措置として、条例施行日に任命を受けたものとみなして任期を一旦、リセットし、条例施行日をもって2年間の任期の起算点とすることとしたものです。

この経過措置により、実際の任期は、令和5年1月1日から令和7年3月31日までの2年3カ月間となります。

なお、任命を受けたものと「みなす」ため、委嘱状の交付等、改めての委嘱に係る手続は不要となります。

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第49条第3項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

【趣旨】

- 本項は、条例施行日（令和5年4月1日）前の旧審査会の委員を対象とした規定であり、旧審査会の委員は、職務上知り得た秘密を内容とする守秘義務を施行日以後も継続して負うことを定めています。
- 第3項との違いについて、第3項は、職員等を対象のうえ、「個人情報」をみだりに他人に知らせてはならないとする義務を課しますが、こうした義務違反には原則として罰則適用はありません（例外的として、不正利益目的の場合には罰則適用あり）。

他方、本項は、旧審査会の委員のみを対象のうえ、「秘密」を内容とする守秘義務を課すものであり、単純な個人情報に比して秘密の方が漏えいの場合の被害が大きいことに鑑み、秘密を内容とする守秘義務違反には罰則適用がある（12項）という点が異なります。

8 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧保有個人情報（旧条例第2条第6号に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

- 本項は、条例施行日（令和5年4月1日）時点や施行日前の旧実施機関の職員、受託業務従事者、指定管理業務従事者（「職員等」）を対象とした規定であり、職員等は、条例施行日（令和5年4月1日）前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項を含む個人情報のデータベースについて、条例施行日以後に職員等が不正（正当な理由なく）に外部提供をした場合の罰則を定めるものです。
- 本項は、秘密を内容とする守秘義務違反の罰則規定ですが、他の罰則規定より重い刑罰（2年以下懲役又は100万以下罰金）が設定されているのは、個人の秘密に属する事項のデータベースという量的側面、すなわち仮に外部提供された場合の被害規模の大きさに鑑みたものです。

【解説：本項の罰則の経過措置について】

本項の経過規定の意義は、旧条例と法の個人情報の定義の違いからくるものであり、仮に定義が同じであれば、本項の行為が条例施行日以後である以上、法の罰則規定（法第176条：懲役2年以下又は罰金100万円以下）を適用すれば足り、本項の経過措置は不要となります。

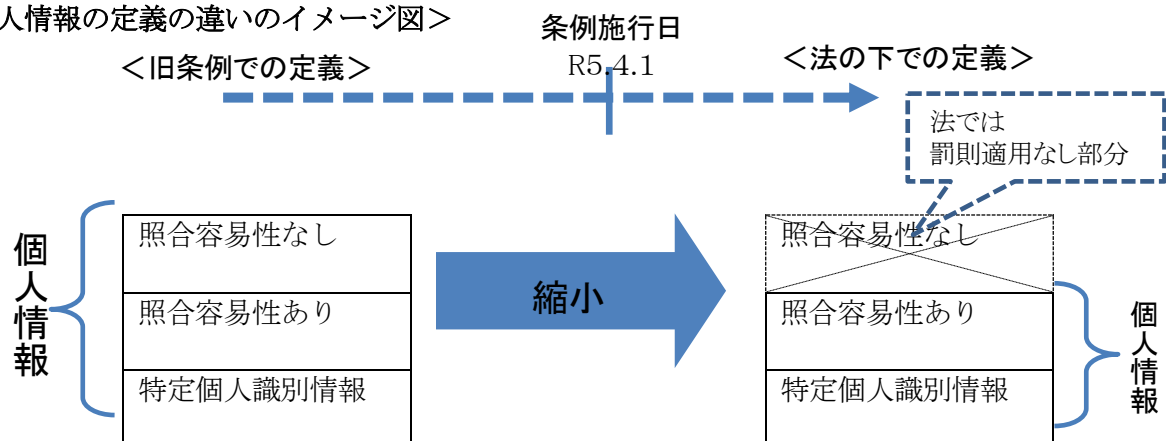
すなわち、旧条例では他の情報と単に照合することで特定個人を識別できれば個人情報に該当しましたが、法の下では、この照合に容易性が要求された分、**個人情報の範囲が縮小する**こととなりました。（イメージ図参照）

そうすると、他の情報との照合に容易性を欠く情報であっても、旧条例下では個人情報にあたるため、この情報のデータベースの不正な外部提供には罰則が適用されますが、条例施行日以後は、法の下では個人情報にあたらなため、この情報のデータベースの不正な外部提供には罰則が適用されないこととなります。

もっとも、条例施行日**前**の段階で**秘密を含む個人情報**として実施機関が保有していた情報については、条例施行日**以後**も保護しなければ、個人の権利利益が侵害され地方公共団体への信頼を失わせるおそれがあります。

そこで、経過規定を設けることで、条例施行日**前**の段階ですでに**秘密を含む個人情報**として実施機関が保有していた情報のデータベースを条例施行日**以後**に不正に外部提供した場合にも罰則を適用するものです。

<個人情報の定義の違いのイメージ図>



9 附則第3項各号に掲げる者が、職務上又はその業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

- 本項は、条例施行日（令和5年4月1日）**前**に旧実施機関が保有していた個人情報であっても、条例施行日**以後**に職員等が不正利益目的で提供をした場合には、懲役を含む罰則を適用することを定めるものです。
- なお、現行条例、個人情報保護法に共通して、個人情報をみだりに他人に知らせてはならないとする義務違反には、原則として罰則適用はありません（例外的として、不正利益目的の場合には罰則適用あり）。

【解説：本項の罰則の経過措置について】

本項（附則第9項）は、条例施行日**前**に旧実施機関が保有していた個人情報を職員等が条例施行日**以後**に不正利益目的で提供した場合の罰則適用の経過措置であり、旧条例と法の個人情報の定義が同じであれば、本項の行為が条例施行日以後である以上、法の罰則規定（法第180条：懲役1年以下又は罰金50万円以下）を適用すれば足り、本項の経過措置は不要となります。

すなわち、定義の違いに関して、法では、旧条例に比べて**個人情報の範囲を縮小**したため、照合に容易性を欠く情報の不正利益目的での提供に罰則は適用されませんが、条例施行日**前**の段階で個人情報として実施機関が保有していた場合には、条例施行日**以後**も不正利益目的での提供から保護しなければ、個人の権利利益が侵害され地方公共団体への信頼を失わせるおそれがあるため、本項の罰則の経過規定を設けました。

10 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

【趣旨】

- 本項は、大和市以外の区域で附則第8項と第9項が規定する違反行為をした場合であっても、第8項と第9項に定める罰則がそれぞれ適用される旨を定めるものです。

11 旧条例第12条第1項に規定する受託業務又は旧条例第56条第1項の公の施設の管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は第9項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

【趣旨】

- 本項は、受託業務従事者等が、業務に関し附則第8項と第9項の違反行為をした場合には、従事者等個人に加え、これら従事者の属する法人等に対しても罰金刑を課すという、両罰規定を定めたものです。
- 本項は、業務に関してなされた違反行為であるため、業務自体の主体である法人の刑事責任（罰金刑に限定）を追及するものであり、業務と無関係な違反行為には従業者等個人への罰則適用となります。

(罰則に関する経過措置)

12 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

➤ 本項前段（「この条例の施行前にした行為」）の行為とは、条例施行日（令和5年4月1日）前になされた旧条例上の罰則規定違反行為（旧条例第64条、65条、66条、68条）のことをいい、これらの行為が条例施行日以後に判明した場合には、それぞれの行為に該当する旧条例の罰則が適用されます。

➤ 本項後段（「附則第4項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為」）の行為とは、まず、附則第4項に関しては、条例施行日前にした開示請求について、条例施行日以後に偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受ける行為をいい、この行為には旧条例第69条の罰則（1年以下懲役又は50万円以下罰金）が適用されます。

次に、附則第7項に関しては、条例施行日前の旧審査会の委員は、条例施行日以後も旧条例上の秘密を内容とする守秘義務を継続して負いますが、条例施行日以後にこの守秘義務に違反した行為をいい、この守秘義務違反には旧条例第68条の罰則（1年以下懲役又は50万円以下罰金）が適用されます。

➤ 本項全体をとおし、前段と後段で分けている理由は、後段は、前段のように施行日前で罰則適用の行為が全て完結せず、施行日以後に罰則違反行為がなされていることにあります。

すなわち、前段は、条例施行日前に個人の秘密等の不正提供といった旧条例上の違反行為がなされており行為が全て施行日前で完結しています。これに対し、後段の附則第4項は、偽り等の不正手段により個人情報の開示を受ける行為を対象とするものであり、開示請求は条例施行日前になされていますが、開示を受ける行為自体は条例施行日以後になされています。また、後段の附則第7項は、施行日前の旧審査会の委員による施行日以後における旧条例上の守秘義務違反行為を対象とするものです。

このように後段においては、罰則の対象となる行為全てが施行日前で完結しているとはいえず、前段でいう「施行前にした行為」には該当しないため、前段と後段で分けることとしました。

<旧条例上の罰則整理表>

旧条例条項	内容	罰則
第64条	職員、受託業務従事者及び指定管理業務従事者が個人の秘密が記載された保有個人情報の集合物としてのデータベースを不当に提供したときの罰則規定	2年以下懲役又は100万円以下罰金
第65条	職員、受託業務従事者及び指定管理業務従事者が不正な利益を図る目的で個人情報を提供した行為への罰則規定	1年以下懲役又は50万円以下罰金
第66条	職員が職権を濫用して、個人の秘密が記録された文書等を収集したときの罰則規定	1年以下懲役又は50万円以下罰金
第68条	審査会委員の守秘義務規定（旧条例第49条3項）違反の罰則規定	1年以下懲役又は50万円以下罰金
第69条	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた場合	1年以下懲役又は50万円以下罰金

(大和市市営住宅条例等の一部改正)

13 次に掲げる条例の規定中「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

- (1) 大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）第66条第1項
- (2) 大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）第27条第1項
- (3) 大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）第25条第1項
- (4) 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第17条第1項
- (5) 大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）第24条第1項
- (6) 大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号）第27条第1項
- (7) 大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第25条第1項
- (8) 大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第24条第1項
- (9) 大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）第48条第1項
- (10) 大和市営自動車駐車場条例（平成3年大和市条例第12号）第25条第1項
- (11) 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）第23条第1項
- (12) 大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）第20条第1項

【趣旨】

- 本項は、条例施行日（令和5年4月1日）前は、指定管理者による公の施設の管理運営に関する大和市市営住宅条例等の例規において、個人情報の取扱いについて定める条項中、「大和市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。」と旧条例を引用していましたが、個人情報保護法の直接適用に伴い旧条例が廃止されることとの関係で、旧条例に換えて個人情報保護法を引用する旨の改正をすることを定めるものです。
- 指定管理者の例規にある「必要な措置」については、本市と指定管理者が締結する協定書添付の特記事項（大和市個人情報取扱事務委託契約等基準の委託契約等の類型Ⅲ、Ⅳ）に定めた、指定管理者に課される、従業者に対する監督・教育条項、個人情報の事業所外への持ち出し禁止条項、指定期間終了後の個人情報の廃棄・返還条項、個人情報の漏えい等事故報告条項などが該当します。

1 4 前項第3号及び第7号から第11号までに掲げる条例の規定中「き損」を「毀損」に改める。

【趣旨】

- 本項は、平成22年の常用漢字表（平成22年11月30日付内閣告示第2号）により「毀損」における「毀」の文字が常用漢字として追加されたことに伴い（追加前は「き損」と表記）、附則第13項第3号及び第7号から第11号に列挙した指定管理者による公の施設の管理運営に関する改正前の例規6本のうち、「大和市障害福祉センター松風園条例」を除く5本において、「保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止」の条項中、「き損」を「毀損」に改めるものです。

なお、「大和市障害福祉センター松風園条例」の改正については、「毀損」への改めに加え、他に改める部分もあるため、別途、附則第14項において規定しています。

（大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正）

- 1 5 大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「き損」を「毀損」に改め、「並びに当該個人情報に係る開示、訂正、利用の停止等」を削り、「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

【趣旨】

- 附則第13項に列挙した指定管理者による公の施設の管理運営に関する改正前の例規中、「大和市障害福祉センター松風園条例」のみにおいて、指定管理者が保有する個人情報に係る開示、訂正、利用の停止等に関して旧個人情報保護条例の趣旨にのっとり必要な措置を講じる旨規定されていました。

もともと、法においても、法施行前の段階（令和4年4月1日より前）の旧個人情報保護法においても、指定管理者は「個人情報取扱事業者」として、開示・訂正・利用停止等請求の対象とされていたので、こうした規定は本来不要なものでした。また、「大和市障害福祉センター松風園条例」のみにおいてこうした規定を置くことは他の指定管理者に関する例規との均衡を欠くものでありました。

そこで、本項において、開示・訂正・利用停止等請求に係る部分を削除するものです。

なお、「毀損」への改めについては、附則第13条で述べたのと同趣旨です。